

藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る

公募型プロポーザル実施要領

2024年（令和6年）2月

藤沢市総務部情報システム課

目次

1. 事業の概要	3
1.1 案件名称.....	3
1.2 システムの概要	3
1.3 提案上限金額.....	3
2. 参加資格要件.....	3
3. 実施スケジュール	4
4. 参加手続き及び提案の流れ	4
4.1 参加受付及び事務の実施.....	4
4.2 事務局	4
4.3 参加表明書の提出	4
4.4 質問の受付及び回答の実施	5
4.5 提案書の提出.....	5
4.6 提案書の記載要領	6
4.7 一次審査の実施	7
4.8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	7
4.9 選定結果の通知	8
5. 見積書における注意事項	8
6. 優先交渉権者の決定	8
7. 契約について.....	8
8. その他の留意事項	8

この要領は、藤沢市庁内ネットワーク基盤の更新に当たり、業務全般に関し最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った事業者（以下「提案者」という。）をプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の概要

1. 1 案件名称

藤沢市庁内ネットワーク基盤更新業務

1. 2 システムの概要

別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る調達仕様書」のとおり

1. 3 提案上限金額

導入経費（ハードウェア、ソフトウェア及び導入作業費等）、維持経費（ハードウェア保守、ソフトウェア保守及びシステム保守等）等のネットワーク基盤構築に係る5年間（60ヶ月）の金額の上限は次のとおり。

上限金額 1,739,357,400円

（※リース料、消費税及び地方消費税を含む金額）

2 参加資格要件

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 本プロポーザル公表の日以降において、藤沢市（以下「当市」という。）から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （4） 参加者（個人である場合はその者）若しくは参加者の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、当市の暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に批難されるべき関係を有するものでないこと。
- （5） 保守拠点を東京都内又は神奈川県内に有していること。
- （5） 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。ISMSの認証については、開発する拠点でも可とする。
- （6） 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の営業種目「情報処理業務委託」で認定を受けている事業者であること。

(7) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

3 実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程	
実施要領の公表・公布	2月	6日(火)
参加表明書の提出期限		20日(火)
質問書の提出期限(提案者→市)		20日(火)
質問書の回答期限(市→提案者)		27日(火)
提案書の提出期限	3月	6日(水)
一次審査の確認結果通知		12日(火)
プレゼンテーション及びヒアリング		16日(土)
選定結果の通知(予定)		22日(金)

4 参加手続及び提案の流れ

4.1 参加受付及び事務の実施

ア 本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は下記事務局で行う。

イ 特別な定めがない限り、受付時間等は月曜日～金曜日(土日祝日を除く)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

ウ プロポーザル内容等事前説明会については行わない。

4.2 事務局

担当課 総務部情報システム課

事務担当 情報システム・ネットワーク担当 杉山、蒲原、荻山

郵便番号 251-8601

住所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市防災センター5階

電話番号 0466-25-1111(内線8610)

メールアドレス fj2-joho006@city.fujisawa.lg.jp

(◎を@と読み替えてください)

4.3 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

提出期限 2024年(令和6年)2月20日(火)午後5時(必着)

提出先 事務局

提出方法 ・持込

・郵送「特定記録郵便」「簡易書留」「書留」いずれかの方法による。

- 提出書類
- ・参加表明書（様式第1号） 1部
 - ・会社概要書（様式第2号） 1部 写し8部
 - ・会社案内のパンフレット等 1部 写し8部
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証の写し 1部
 - ・納税証明書 各1部
- ※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可
 ※ISMSの認証については、開発する拠点でも可

4. 4 質問の受付及び回答の実施

実施要領、仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、質問は電子メールのみとする。

提出期限 2024年（令和6年）2月20日（火）午後5時（必着）

提出先 事務局

提出方法 電子メール

※送達確認のため事務局へ連絡を入れること。質問書を添付ファイルとし、添付ファイルを含めたメールサイズは15MB以下で送信すること。ファイルサイズが15MBを超える場合は、ファイル転送サービス等を利用してデータを送付すること。

提出書類 質問書（様式第3号） 1部

回答期限 2024年（令和6年）2月27日（火）午後5時

回答方法 参加表明書に記載の電子メールアドレス宛に参加者全員に送付する（添付ファイルの形式はPDFの予定）。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

4. 5 提案書の提出

参加表明書を提出した者は、提案書（様式第4号）を提出すること。提案書の記載に当たっては、別紙「藤沢市市内ネットワーク基盤更新に係る調達仕様書」の構成に準拠して作成すること。また、別紙「藤沢市市内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査要領」の「3-（3）評価委員評価項目」に記載の評価項目に関して、具体的に記載すること。

また、「3-（2）書類審査評価項目」の下記項目については、評価基準の根拠となる資料を合わせて提出すること。実績については、元請契約に限るものではないが、提案事業者の実績として確認ができる書類（元請でない場合は、元請との契約関係が証明できるもの等）の提出がない場合は、評価の対象とならないため注意すること。なお、実績確認のための書類については、提案書のページ数に含まないものとする。また、導入実績については、国・地方公共団体のどちらの実績なのかとあわせて利用者数や接続端末台数が分かるものを用意すること。

- ア 庁内ネットワークシステムの構築及び保守の実績が証明できる資料
必要書類例：契約書、仕様書、要件定義書といった導入実績及び業務概要、接続端末台数が確認できる資料。
- イ 神奈川県内の自治体において神奈川情報セキュリティクラウドへの接続実績及び神奈川情報セキュリティクラウドの移行に携わった実績が証明できる資料
必要書類例：契約書、仕様書、要件定義書といった導入実績及び業務概要が確認できる資料。
- ウ 国、地方公共団体に対し、無線アクセスポイント設置敷設の実績が証明できる資料
必要書類例：契約書、仕様書、要件定義書といった導入実績及び業務概要が確認できる資料。
- エ 構築体制
別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査評価基準」（公開用）エ 構築体制 <評価内容>について、①体制、②プロジェクトリーダーの実績、③庁内ネットワーク業務の経験値については、実績から審査する。④構築主担当SEの技術的根拠となる資格書の写し等の資料を提出すること。
- オ サイジング
別紙「性能差評価表」を埋めて提示すること。
- 提出期限 2024年（令和6年）3月6日（水）午後5時（必着）
- 提出先 事務局
- 提出方法 ・持込
・郵送「特定記録郵便」「簡易書留」「書留」いずれかの方法による。
- 提出書類 ・提案書（A4版両面左綴 表紙・目次含め50ページ以内）
1部 写し8部
※A3版用紙を使用する場合は、2ページ分の換算とする
・見積書（様式第5号）及び見積内訳書（様式第11号）
1部 写し8部
※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可
・上記提出書類のデータを収めたCD-R媒体1枚
・選定結果通知書送付用封筒
（送付先宛名を記載し、84円切手を貼付）

4. 6 提案書の記載要領

提案書の作成にあたっては、別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査評価基準」（公開用） 評価委員評価項目に沿って項

目を遵守し記載すること。項目については以下に記載する。

大項目	小項目
1 事業全体方針	ア 本業務にあたってのコンセプトや特徴
2 基本事項	ア 構築スケジュール
	イ 移行設計
3 システム概要	ア 提案システムの概要
	イ システム構成
	ウ システムの操作性
	エ システムの耐障害性
	オ ネットワーク構成変更の簡易化
	カ ネットワーク構成確認の簡易化
	キ セキュリティ対策
	ク 今後の拡張性
4 保守・サポート体制	ア 保守体制
	イ 障害時等の対応
	ウ サポート体制

4. 7 一次審査の実施

別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査評価基準」の「書類審査評価項目」に基づき事務局にて一次審査を実施する。一次審査結果の上位3者のみがプレゼンテーション及びヒアリングを実施できるものとする。一次審査通過の可否については、全ての提案者に一次審査結果通知書（様式第6号、第7号）を2024年（令和6年）3月12日（火）までに発送する。

4. 8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。実施日時及び場所等詳細については、一次審査通過の可否を通知する際、併せて通知する。実施順序については、事務局が抽選によって決定する。

実施日 2024年（令和6年）3月16日（土）

出席者 8人以内

※ヒアリングを行うため、プロジェクトマネージャー及び技術者を含むこと。なお、説明内容に応じた要員の入替を行うことは問題ない。また、提案書のプレゼンテーションはプロジェクトマネージャーが行うこと。ただし、質疑応答に関してはこの限りではない。

内 容	事前準備	15分
	プレゼンテーション	40分程度
	質疑応答	20分程度
	片付け	5分

※プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するが、機材の持ち込み及び会場の事前確認を希望する場合は、別途事務局に相談すること。

※投影できる資料は提案書及びシステムデモ画面のみとする。

4. 9 選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

通知日 2024年（令和6年）3月22日（金）予定

通知方法 書面により通知（様式第8号、第9号、第10号）

5 見積書における注意点

- (1) 追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は、認めない。
- (2) 見積金額は構築・保守含めて5年間（60か月）の総額（リース料、消費税及び地方消費税込み）とする。
- (3) 見積内訳書（様式第11号）の項目ごとに記載すること。
- (4) リース料率は1.90%として計算すること。
- (5) 別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る調達仕様書」の「3.6 将来の課題」に記載の内容に係る提案内容に係る費用については、提案費用に含めないこと。

6 優先交渉権者の決定

- (1) 別紙「藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を実施し、価格点、書類審査評価点、評価委員評価点の総合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として協議を行う。なお、優先交渉権者は、各評価点の総合計点が6割以上であることを条件とする。
- (2) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により、システム開発ができない等の場合は、次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。
- (3) 優先交渉権は、選定結果通知書（様式第8号）の送付により効力を発生させる。

7 契約について

優先交渉権者との協議の結果、当市が正式に構築事業者として決定した提案者のシステムを、藤沢市庁内ネットワーク基盤の導入システムとして指定し、別途、入札によりリース会社との賃貸借契約を締結する。

8 その他留意事項

- (1) 本案件は令和6年度予算の議決を条件としたものであり、市議会において令和6年度予算案が否決された場合には 契約を締結しないことがある。
- (2) 地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約による契約を予定しているため、各年度において予算の減額等があった場合は、契約を解除することがある。
- (3) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備、虚偽の記載があると判断された者、又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- (4) 優先交渉権者と決定された提案者は「2 参加資格要件」に規定する条件を1つでも満たさなくなった場合は、その資格を取り消すものとする。
- (5) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類及びデータは返却しない。
- (7) 本プロポーザルに参加したことにより知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
- (8) 当市が提供又は貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (9) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (10) 本事業の責任者は、原則、提案書を作成した責任者を充てること。ただし、やむを得ない事情により提案書を作成した責任者を充てることが出来なくなった場合には、当市の許可を得たうえで、代替りの者を充てることができる。
- (11) 審査結果については、優先交渉権者に決定した者の名称のみ公表する。
- (12) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (13) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (14) 提案された書類すべての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）は当市に帰属する。ただし、当市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案者は著作者人格権を主張し得ないものとする。また、提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報には、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (15) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (16) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを延期、中止、取消しすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を当市に請求することはできない。
- (17) 評価点については、参加表明書を提出した提案者のうち希望者に限り、当該希望者の評価点のみ開示する。なお、この場合において、評価点に係る説明を求めることはできない。

以上